

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5（a）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

- ・天然はちみつ（04. 09）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07. 02, 07. 04, 07. 07, 07. 09, 07. 10）
- ・食用の果実（08. 04, 08. 06, 08. 07, 08. 08, 08. 09, 08. 10, 08. 11）
- ・茶及びマテ（09. 02, 09. 03, 09. 10）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12. 12）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬アクリナトリンに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3－1－1
TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

WTO 事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条〕
及び附属書 B の 5 (a) に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

- ・天然はちみつ（04.09）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.14）
- ・食用の果実（08.07, 08.10, 08.11）
- ・マテ及び香辛料（09.03, 09.10）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.02, 12.12）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1
TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

WTO 事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5 (a) に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

- ・天然はちみつ（04.09）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.02, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10）
- ・食用の果実（08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11）
- ・マテ（09.03）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.10）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬フルチアニルに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1
TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

WTO 事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条〕
及び附属書 B の 5 (a) に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

- ・天然はちみつ（04.09）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13, 07.14）
- ・食用の果実（08.03, 08.04, 08.07, 08.10, 08.11）
- ・マテ及び香辛料（09.03, 09.10）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ホスチアゼートに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1
TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

WTO 事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条〕
及び附属書 B の 5 (a) に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09）
- ・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（03.02, 03.03, 03.04, 03.06, 03.07, 03.08）
- ・酪農品、鳥卵及び天然はちみつ（04.01, 04.07, 04.08, 04.09）
- ・動物性生產品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13, 07.14）
- ・食用の果実及びかんきつ類の果皮（08.04, 08.05, 08.06, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14）
- ・マテ及び香辛料（09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・穀物（10.01, 10.02, 10.03, 10.04, 10.05, 10.06, 10.07, 10.08）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.01, 12.02, 12.07, 12.12）
- ・動物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬インピルフルキサムに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1
TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

WTO 事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5（a）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09）
- ・酪農品、鳥卵及び天然はちみつ（04.01, 04.07, 04.08, 04.09）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13, 07.14）
- ・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮（08.01, 08.02, 08.03, 08.04, 08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14）
- ・コーヒー、マテ及び香辛料（09.01, 09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・穀物（10.05）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.01, 12.07, 12.10, 12.12）
- ・動物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬スピロトラマトに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1
TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

WTO 事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条〕
及び附属書 B の 5 (a) に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09）
- ・酪農品、鳥卵及び天然はちみつ（04.01, 04.07, 04.08, 04.09）
- ・動物性生產品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13, 07.14）
- ・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮（08.01, 08.02, 08.03, 08.04, 08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14）
- ・コーヒー、マテ及び香辛料（09.01, 09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・穀物（10.01, 10.03, 10.04, 10.05, 10.06, 10.07, 10.08）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.01, 12.05, 12.06, 12.07, 12.12）
- ・動物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）
- ・ココア及びその調製品（18.01）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬スルホキサフロルに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1
TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

WTO 事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条〕
及び附属書 B の 5 (a) に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02. 01, 02. 02, 02. 03, 02. 04, 02. 05, 02. 06, 02. 07, 02. 08, 02. 09）
- ・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（03. 02, 03. 03, 03. 04, 03. 06）
- ・酪農品及び鳥卵（04. 01, 04. 07, 04. 08）
- ・動物性生産品（05. 04）
- ・動物性の油脂（15. 01, 15. 02, 15. 06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の飼料添加物ジブチルヒドロキシトルエンに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1
TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

WTO 事務局から配布された後 60 日間